

## 鳥取県土地改良事業測量作業規程

鳥取県土地改良事業測量作業規程は、令和6年3月22日付国国地第160号により承認された農林水産省農村振興局測量作業規程を準用する。

この場合において、第1条及び同条第二項中「農林水産省地方農政局が行う測量」とあるのは「鳥取県が行う土地改良事業にかかる測量」と読み替えるものとする。